

第 年 月 日 号

様

(実施機関名)

印

個人情報の開示決定についての通知書

年 月 日付けで個人情報の開示に関する意見書の提出があった個人情報については、野田市個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、野田市個人情報保護条例施行規則第8条第4項の規定により通知します。

1 本人開示請求に係る個人情報	
2 意見を照会した情報の内容	
3 意見書の内容	
4 開示の決定をした理由	
5 担当課等	
6 備考	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は
となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。